

ジョブセンターまえばし 指定管理者募集要項

令和9年4月～令和14年3月

前 橋 市

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定管理の期間	2
4	指定管理開始までの予定	2
5	指定管理に係る基本的事項	2
6	応募資格	4
7	応募手続	5
8	指定管理候補者の選定等	7
9	指定管理者の選定結果の通知後の手続等	8
10	議会の議決	8
11	その他	8
12	問い合わせ先	10
	分担表	11
	別記 提出書類一覧表	12
	申請関係様式	15
様式1	現地説明会参加申込書	16
様式2	質疑書	17
様式3	指定管理者指定申請書	18
様式4	共同企業体構成書兼委任状	19
様式5	団体概要書	20
様式6	施設の管理運営に関する事業計画書	21
様式7	収支計画書	26
様式8	誓約書	27

ジョブセンターまえばし指定管理者募集要項

前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及びジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例（平成29年4月1日施行）に基づき、施設の管理運営（事業の実施・運営を含む。以下「管理運営」という。）を効果的に行う指定管理者を下記のとおり募集します。

本施設は、若者や子育て世代の希望に沿った就職を総合的に支援し、U I ターン及び地元定着を促進することで、人口減少の抑制を図るとともに市内企業の人材確保力の強化及び採用力向上を支援し、地域産業の活性化に寄与することを目的としています。また、就職後の職場定着支援を通じて、市民の安定した生活基盤の確保と本市の持続的な発展に資することを目指します。

また、本施設は、単なる「就職支援施設」だけではなく、地域人材の活躍推進や地域産業を支える人材の育成と確保を促進する「本市の人材戦略を担う拠点」となるよう、民間事業者ならではの発想やノウハウを活かした提案を歓迎します。

1 施設の概要

名 称	ジョブセンターまえばし（以下「ジョブセンター」という。）
所 在 地	前橋市大渡町二丁目3番地15（電話027-252-0500、027-289-4634、027-289-4635）
建物の構造等	構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上3階 敷地面積：2,750.14㎡ 延床面積：1,353.77㎡
施設内容	管理事務室、事務室、就職支援窓口及び執務室、更衣室、キッズルーム、会議室1・2・3、調理室、和室、多目的ホール、倉庫等
駐 車 場	70台（1,300㎡）

2 指定管理者が行う業務

指定管理業務の内容は、ジョブセンターまえばし指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照の上、提案してください。

- （1）ジョブセンターの運営に関する業務
- （2）ジョブセンターの施設及び設備の維持管理（施設の修繕及び簡易な整備を含む）に関する業務
- （3）若者U I ターン・地元就職支援事業
- （4）子育て世代就職支援事業
- （5）職場定着支援事業
- （6）市内企業人材確保支援事業
- （7）就職活動支援用品及び来館者の利便性向上に資する物品の販売に関する業務

(8) その他市長が必要と認める業務

3 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。

4 指定管理開始までの予定

募集要項等の公表	令和8年7月31日以後
現地説明会・図面等の閲覧	令和8年8月17日
質問受付・回答	質問受付：令和8年8月3日～8月21日 回 答：適宜（最終は8月28日まで）
募集要項配布期間	令和8年8月28日まで
申請受付	令和8年8月28日から9月7日まで
第1次選定審査	令和8年9月下旬
第2次選定審査	令和8年10月中旬
候補者の決定・選定結果通知	令和8年10月下旬
市議会における議案の議決	令和8年12月
協定内容の協議、事前準備等	選定結果通知後適宜
指定管理者の指定、協定締結	令和9年4月1日

5 指定管理に係る基本的事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例、ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年4月1日施行）、前橋市公契約基本条例、前橋市個人情報保護条例、前橋市情報公開条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めること。

(2) 適切な人員の配置

指定管理業務と施設内容を理解し、利用者への十分なサービスの提供とジョブセンターの目的を果たすために必要かつ適切な人員を確保し配置すること。その中には業務を効果的に実施するための有資格者及び経験者等を含めること。

(3) 施設利用料金及び事業収入の取扱い

地方自治法第244条の2第8項及びジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることとします。したがって、利用料金及び事業収入（利用料金以外の収入）は全て指定管理者の収入とします。

① 利用料金の額

利用料金の額は、ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例別表に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することとします。

② 利用料金の減免

利用料金制度を採用するジョブセンターにおいては、指定管理者が利用料金の減免をすることができますが、この場合、あらかじめ市長と協議を行うものとします。

また、指定管理者は、施設利用者の利便性向上及び施設の設置目的の達成に資する範囲において、就職活動支援用品及び来館者の利便性向上に資する物品の販売を行うことができます。この場合の販売収入は指定管理者の収入とします。

(4) 施設の運営及び維持管理、修繕費等

施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費（大規模改修を除く）等、施設の必要経費は全て指定管理者が事業の実施に伴う収入や市から支払う委託料で充当すること（別表「分担表」参照）。

(5) 指定管理に係る経費

選定された指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額をもとに、前橋市の予算の範囲内において、金額、支払時期及び支払方法等を協定で定めて支払いますので、指定管理料は積算根拠を十分精査したうえで提案すること。

本業務に係る指定管理料の目安は年間47,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。（対象経費は仕様書を参照）。

なお、指定管理料は施設管理及び就職支援事業の実施に必要な経費の一部を負担するものであり、利用料金収入及び自主事業収入等を含めた総合的な収支計画を提案すること。

(6) 業務の委託

指定管理者は、仕様書等において第三者に委託することを可とする業務を除き、指定管理業務を第三者に委託することはできません。

ただし、市と協議し、認められたものについては委託することができます。

なお、第三者に業務を委託する際には、特別な事情により市が認める場合を除き、市内に本社・本店又は支社・支店（本市との契約に当たり委託先として登録している営業所を含む。）を置く業者を優先するものとします。

また、第三者に業務を委託する際に、低額で契約の締結を検討する場合は、労働条件等の法令を遵守した上で、契約内容に適合した業務が確実に履行されるか、慎重に確認すること。

(7) 指定の取消し等

施設の適正管理を期すために、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(8) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷等、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

(9) 原状回復措置

指定期間が満了し継続して指定管理者の指定を受けないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、市が認めるものを除き、原状回復すること。なお、これに係る費用請求はできません。

(10) 損害賠償と保険加入

施設に係る火災保険は、市で加入します。施設そのものの欠陥による損害の責任は市が負いますが、指定管理者の管理上の不注意等により市に損害を与えたとき、又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者の責任とします（損害賠償保険等必要な保険に加入すること。）。

業務を退いた後にあっても業務を行っていた時の管理運営に起因する損害等に対しては、その責を負うものとします。

(11) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上、ニーズ等を把握し、今後業務に活かすために、アンケート等により施設利用者の意見を聴取すること。また、その結果をまとめて市に報告するとともに改善や事業内容の案等を市に提示し、協議の上で事業内容へ反映していくこと。

(12) 事業報告書等の提出

別紙仕様書のとおり。

(13) 事業計画書等の提出

指定管理者は、令和9年度以降、毎会計年度末までに次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書、その他市長が必要と認める計画書等を作成し、市に提出すること。

6 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑にジョブセンターを管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、次のいずれかに該当する団体とします。

(1) 国内に本社又は支社を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人又は次に該当する法人等は応募できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されている者
- ③ 法人等かつその代表者が国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納している者
- ④ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を持たない者
- ⑤ 指定管理者を選定する委員が、当該団体の役員をしている者
- ⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者
- ⑦ 代表者又はその役員等（役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。）が次のいずれかに該当するとき
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以

下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(2) 施設のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等で共同企業体(以下「グループ」という。)として応募することができます。この場合、次の事項に留意すること。

- ① グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、グループを代表する法人等(以下「代表団体」という。)を定める。構成は、国内に本社又は支社を有する法人等とします。また、グループに前項に該当する法人等が含まれる場合は応募することができません。
- ② グループを構成する法人等(以下「構成団体」という。)は、単独で応募することはできません。
- ③ 構成団体は、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

7 応募手続

(1) 応募書類等の配布

① 配布期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月28日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土日祝祭日を除く)。

なお、上記の期間中、応募書類等の一部は市ホームページからダウンロードできます。

(ホームページURL：<http://www.city.maebashi.gunma.jp>)

ホーム > 産業・ビジネス > 指定管理者制度 > 指定管理者の募集

② 配布場所

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係(市庁舎6階)

電話027-898-6985(直通)

(2) 公募に係る現地説明会及び施設図面等の閲覧

本指定管理に係る現地説明会を開催します。参加を希望する団体は、事前に説明会参加申込書を産業政策課(応募書類等の配布場所)に提出してください。

① 日時

令和8年8月17日(月) 午前10時から

② 場所

ジョブセンターまえばし 前橋市大渡町二丁目3番15号

③ 参加者

1応募者(団体)につき、2名以内

会場での配布はしないため、説明会に出席する際は、必ずこの募集要項、仕様書、その他応募に当たり配布を受けた資料一式を持参すること（市ホームページからも、一部ダウンロード可）。

④ 参加申込書提出期限

令和8年8月14日（金）まで ※土日を除く、午前9から午後5時まで
提出先は、応募書類の配布場所と同じく産業政策課
（Eメール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp）

⑤ 図面等の閲覧

説明会終了後に同会場にて。図面等の持ち出し、コピーは不可。ただし、写真撮影は可。

（3）応募に関する質疑

応募に関しての質疑は、次のとおり対応します。

① 質疑ができる者

応募資格を有し、応募を予定する者

② 質疑の方法

質疑書の様式により、文書で提出（Eメール可、件名：ジョブセンターまえばし指定管理者公募に関する質問）

提出先は、応募書類の配布場所と同じく産業政策課
（Eメール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp）

③ 質問の受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで

④ 質疑に対する回答

回答は、適宜市ホームページに掲載します。（最終回答は令和8年8月28日（金）までに）掲載した内容は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有します。

（4）応募書類の提出

下記により、必要書類を揃えて提出期限までに持参し、又は配達証明所付書留郵便にて締切日必着で郵送してください（郵送の場合は事前に市の担当へその旨を連絡）。ファックス、Eメール等による受付はしません。

① 提出書類及び提出部数

別記「提出書類一覧表」のとおり
正本1部、副本8部（副本は正本のコピーで可）

② 提出期限

令和8年8月28日（金）から9月7日（月）まで
※土日を除く、午前9から午後5時まで

③ 提出場所

前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係（市庁舎6階）
電話027-898-6985（直通）

④ 留意事項

登記簿謄本、納税証明書は令和8年7月31日以降に発行されたものに限り、応募書類提出期限後に、提出した書類の内容を変更することはできません。

ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることや聴き取り調査を実施することがあります。

(5) 応募に関する費用

応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(6) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却不可とします。

また、管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用することがあります。

(7) 市が提供する資料の取扱い

本募集に当たって市から募集予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料の使用や内容の提示を禁じます。

(8) 施設等への視察について

事業計画書等を策定するに当たり施設や設備等の視察は、現地説明会の際に行います。

8 指定管理者の候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格になります。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの
- ④ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

選定委員会にて下記の事項を総合的に審査し、最も適当であると認められる内容の応募をした団体を選定します。

- ① ジョブセンターの管理運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲と熱意があること。
- ② 施設について公平かつ適正な利用が確保されること。
- ③ ジョブセンターの管理運営に必要な能力を有する人材の確保と体制が整えられていること。
- ④ 管理運営の考え方や計画内容が適正かつ効果的であるもの。
- ⑤ 利用者の声が反映され、サービスの向上が図られるものであること。
- ⑥ 施設・設備の維持管理が適正に実施されること。
- ⑦ 危機管理及び安全管理に関する意識が高いこと。
- ⑧ 個人情報の取扱いについて、適正かつ安全な管理ができること。

- ⑨ 収支計画の内容が適正であり、DXを活用等による業務の効率化及び管理経費の削減が図られていること。
- ⑩ 本市の若者及び子育て中の世代の雇用に関する課題や問題点を踏まえ、効果的な事業の実施が図られること。
- ⑪ 市内企業の人材確保及び定着支援に関する課題を理解し、企業の採用力向上及び人材確保につながる効果的な支援が期待できること。
- ⑫ ハローワークとの連携を図り、円滑な業務の遂行や管理運営を行うとともに、本市の関係所属と連携した事業の実施を行う。また、国や群馬県、県内他市町村等の地方自治体、大学等の教育機関や企業のほか、近隣施設や地域と連携を図り、効果的な事業の実施が図られるものであること。

(3) 選定（審査）方法

① 第1次選定審査

提出書類による審査

② 第2次選定審査（プレゼンテーション審査）

- ・1者ずつプレゼンテーション審査を実施し、審査基準に照らし合わせて最も優れた提案を行った事業者を選定します。プレゼンテーション審査の際にプロジェクターを使用したい場合は、書類提出の際に申し出ること。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。また、プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできません。
- ・実施日時、場所等については、応募者あてに別途連絡します。

③ 最低基準点

審査の結果、各選定委員の採点の合計点が配点合計の5割に満たない場合は、指定管理者候補者として選定しないものとします。また、応募者が1社の場合であっても、最低基準点に満たない場合は候補者として選定せず、再度公募を行います。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定し、結果を申請者全員に通知するとともに、市ホームページ等で公表します。なお、指定管理者の指定に係る議決後は、指定管理者選定結果（選定方法、選定委員、選定基準、採点表及び選定理由等）及び募集に係る提出資料、その他市が認める事項を市ホームページ等で公表します。

9 指定管理者の選定結果の通知後の手続等

市が指定管理者の指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を経た後に以下の手続きに入ります。

(1) 指定管理者との協議

市議会で議決後、指定の議決を受けた者と協議を開始。

(2) 指定管理者の指定、本協定の締結等

指定管理者に指定する日、市が指定管理者を指定した旨の告示を行う日及び協定を締結する日は、令和9年4月1日です。

(3) 指定管理業務の引継ぎ

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始します。事前準備等業務の引継ぎに係る経費等については、応募の収支計画書に算入しておくこととし、別途に請求することはできません。

10 議会の議決

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に提出する予定です。当該候補者は、この議決を経て市と協定を締結した後、指定管理者となります。議決が得られなければ不採用となります。その場合、市は一切の損害賠償を負いません。

11 その他

(1) 指定管理者として果たす責務

ジョブセンターの管理運営を行うに当たり、下記の①～⑦について厳守してください。

① サービスの取扱い

ジョブセンターは、若者や子育て中の世代を中心に就職支援を総合的かつ効果的に行うとともに、就職後の定着支援等を通して前橋市への定住の促進を図るために設置した施設であるため、利用者が安心して利用できるよう、サービス等の取扱いについては安全面に配慮し、適切に行うものとする。

※指定管理者は、施設の利用者に不当な差別的扱いをしてはいけない。

② 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、前橋市個人情報保護条例を適用する。

③ 情報の公開

指定管理者が職務において作成し、又は取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努める等、前橋市情報公開条例を遵守しなければならない。

④ 労働関係法令の厳守

指定管理者は、ジョブセンターの管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を厳守すること。

・地方自治法・労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法・労働組合法・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・労働者災害補償保険法・雇用保険法・健康保険法・厚生年金保険法・前橋市公契約基本条例

⑤ 研修会等

指定管理者は、多種多様の研修等を取り入れ、利用者のニーズに対応する。

⑥ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全対策を確保するため、適切な防災・安全対策を講じること。

また、地震、災害等発生時に利用者の安全を図るため、危機管理体制を確立する。

⑦ 市が実施する事業への協力等

市が実施する事業への支援、協力を積極的に行う。

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担は、分担表のとおりとします。

(3) 提案内容等の遵守

提案内容に基づき市と協議して定めた業務及び管理者として果たすべき責務について、誠実に履行してください。業務不履行等不誠実な対応があった場合は、次回の指定管理者選定の評価に反映します。

(4) グループによる提案

複数の団体からなるグループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該グループの代表者を通じて行うものとします。

また、市が当該代表者に対して行った行為は、グループ内の全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(5) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び提案者、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(6) 聴き取り調査

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨、団体に通知します。

なお、説明者は全体の説明や意見を述べられる代表1名が行ってください。

(7) 指定管理者候補の選定

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

なお、最優秀提案者に事故がある又は最優秀提案者との協議が成立しない場合は、次点者を指定管理者候補として選定し、協議を行う場合があります。

1.2 問い合わせ先

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係（担当：矢村）

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-898-6985（直通）

FAX 027-224-1188

E-mail kougyou@city.maebashi.gunma.jp

(分担表)

種 類	内 容	責任区分	
		前橋市	指定管理者
法令の遵守	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの等 管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更（消費税等）の内、申請時点で 想定できないもの。	○	
	一般的な税制変更（法人税等）		○
物価・金利の変動	物価や金利の変動等に伴う経費増	※1	○
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
市場環境の変化	利用者の減少、類似施設の増加、需要見込みの誤り、その他の事項によ る経営不振		○
利用者及び周辺地域・ 住民への対応	施設利用者及び地域住民等から寄せられる苦情・要望への対応、地域と の協調		○
安全性の確保、環境の 保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を 含む）		○
第三者賠償	維持補修、運営において第三者に損害を与えた場合		○
事業の変更等	施設所有者の責任による変更、遅延、中止	○	
	業務範囲の変更	両者で協議	
	法令その他制度の変更等のため施設所有が困難になったことによる変 更、延期、中止	○	
	指定管理者の責任による変更、延期、中止		○
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
	天災ほか不可抗力による事業中止等	両者で協議	
施設、設備、外構の維 持補修	法定点検及び日常の維持管理を含む保守点検		○
	工事及び修繕の請負概ね10万円以下の場合		○
	工事及び修繕の請負概ね10万円を超える場合	両者で協議	
	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身 体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
セキュリティ	警備不良による情報漏洩、犯罪発生等		○
備品管理	備品の維持補修及び買い替え	両者で協議	
指定管理期間終了に 伴う経費	指定管理期間が終了する場合、又は期間途中において業務を廃止した場 合における原状回復・撤収費用及び次期指定管理者への引継費用		

規定した事項以外のことが発生する等、疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与えるものについては、別途協議する。

(別記)

提出書類一覧表

1 提出書類

提出書類	様式	記載内容
指定管理者指定申請書	様式3	申請者の所在地、名称、代表者名等
団体概要書※	様式5	・団体の事業内容を具体的に記載 ・団体の運営に係る経営理念、方針と経営の効率化や透明性の確保、管理体制等 ・類似する業務受託の実績
定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類※	任意	最新のもの
法人登記簿謄本 (法人の場合) ※	—	現在事項全部証明書（令和8年7月31日以降に発行されたもの）
決算に関する書類※	任意	直近過去3年間の決算書類
納税証明書等※	—	令和8年7月31日以降に発行されたもので、団体又は団体の代表者が課税されている国税、県税、市町村税全てについて未納のないことの証明書
共同企業体構成書 兼委任状	様式4	共同企業体申請の場合のみ 別途共同企業体の構成員間の取り決めに係る協定書の提出が必要
事業計画書	様式6	次の事項について、具体的に記載してください。 1 施設運営の理念・方針 施設を管理する上で、指定管理者として団体のノウハウをどう活かして業務を展開するか、また、施設の管理に向けた抱負等を記載してください。 2 人員計画 配置する職員の雇用の考え方、具体的な配置職員に係る職種別の職員数、経験年数、勤務体制等の計画、職員の能力育成計画等。 カウンセラー等については、経験やスキル等求める人

		物像（具体的に決まっている場合は、その方の経験やスキル等）。 3 サービスの質の確保・向上に関する計画 市民が利用しやすい施設運営の考え方、利用者に対する質の高いサービス提供に向けた取組、利用者要望の把握と業務への反映方法、苦情対応等。 4 施設の維持管理に関する計画 日常的な安全対策についての考え方、再委託する業務の計画及び履行の確認、年間維持管理計画、設備の点検保守等。 5 危機・安全管理計画 施設を無人で管理する時間帯や災害の発生時等緊急を要する際の対応の考え方、取組体制等。 6 個人情報の取扱いについての考え方と管理方法 具体的な取扱い及び管理方法を記載。 7 若者及び子育て中の世代の雇用に関する課題・問題点並びに事業実施に向けた具体的な計画 仕様書で示した事業内容に対し、事業効果を高めるための追加点や工夫点、カウンセリングやセミナー等の実施、今後の就職支援事業のDX活用方策、情報発信戦略（SNS・WEB・広報）、UIターン促進策等について、年間どのような内容を実施する計画なのかをなるべく具体的に記載（年間実施計画等）。 また、事業の一部を再委託する場合は、再委託先が担当する業務を記載。 8 市内企業人材確保支援事業実施に向けた具体的な計画 企業訪問の実施方法、DX活用方策、情報発信戦略（SNS・WEB・広報）、採用力向上支援の具体策、関係機関との連携方法、成果目標及び達成方法等を具体的に記載（年間実施計画等）。 9 各機関との連携 カウンセラーと企業支援アドバイザー、ハローワーク窓口との情報交換及び連携の方法について、利用者の利便性、就職決定・定着に結びつけるための工夫及び支援の具体的方法という観点から記載。 その他、地方自治体等の関係機関との連携について、UIターンの促進等、効果が期待できる連携の具体的方法等。
--	--	--

		10 その他提案事項及び特記事項 施設をより有効かつ適正に管理運営するために、提案したい事項があれば記載。また、団体が特に計画する事項、取組、アピールする事項等を記載。施設利用者の利便性向上に資する自主事業や施設利用者の利便性向上及び就職活動支援を目的とした物品販売等について提案がある場合は、その内容を記載すること。
収支計画書	様式7	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分してから作成 1 事業年度（会計年度）は4月1日から翌年3月31日まで 2 指定管理業務の実施に係る経費項目及び積算根拠等を具体的に記載 3 市が指定管理者に支払う対象の経費とするもの 4 消費税及び地方消費税等
誓約書※	様式8	募集要項に示す応募の制限に抵触していないことを誓約するもの。

注）共同企業体申請の場合は、※印の書類について、全構成員のものを提出すること。

2 提出部数

正本1部、副本8部（副本は正本のコピーで可）

3 その他

様式のサイズは、A4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません（様式が定められているものは、様式集をコピーする、又は市ホームページからダウンロードして使用ください。）。

提出書類の並び順は上記に記載の順とし、日本工業規格A4S型2穴で、クリップ止め又は綴り紐によることとします（ホッチキス、ファイル類は使用しないでください。）。

指定申請書（様式3）及び共同企業体構成書兼委任状（様式4）は押印不要です。各書類に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を必ず記入いただき、書類の真正性を担保するため、下記の点に注意して下さい。

【注意点】

- ・責任者とは、代表取締役又は支店長、営業所長等といった社内等において権限の委任を受けた役職者です。
- ・担当者とは、本件に関する事務を担当する者です。
- ・責任者と担当者は、同一人物でも可能です。
- ・確認のため、記載いただいた連絡先（電話番号）に連絡させていただく場合があります。

申請関係様式

様式 1	現地説明会参加申込書
様式 2	質疑書
様式 3	指定管理者指定申請書
様式 4	共同企業体構成書兼委任状
様式 5	団体概要書
様式 6	施設の管理運営に関する事業計画書
様式 7	収支計画書
様式 8	誓約書

(様式1)

現地説明会参加申込書

令和8年 月 日

(宛先) 前橋市長

ジョブセンターまえばしの指定管理者の募集について、応募を予定しているため、現地説明会の参加を希望します。

団体の名称		
代 表 者		
所 在 地		〒
説明会参加者 職 氏 名 (2名まで)		
応募 担当 責任 者	担当者名	
	部署・役職	
	電話番号	
	メールアドレス	
申請予定の形態		※該当に○、又は該当外に取消し線を付してください。 1. 単独 2. 共同企業体 3. 未定

(様式2)

質 疑 書

令和8年 月 日

(宛先) 前橋市長

【質疑者】

団 体 の 名 称		
連 絡 先	担当者職氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

ジョブセンターまえばしの指定管理者の募集に関して、質疑があるので、質疑書を提出します。

件名	
資料名等	[資 料 名]: ・募集要項 ・仕様書 ・その他 [ページ・項目]:
内容	

※質問事項は、本様式1枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

※複数ある時は本表を複写して下に連ねてください。

(様式3)

指定管理者指定申請書

令和8年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者 所 在 地
団体の名称
代 表 者

ジョブセンターまえばしの管理運営に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。
なお、募集要項及び業務仕様書に示された条件を承服し、申請するものであり、当該条件に反したときは、選定対象からの除外や指定の取消し等の処分を受けることがあっても、何ら異議申し立てをいたしません。

記

- 1 施設の名称及び所在地
ジョブセンターまえばし
前橋市大渡町二丁目3番地15
- 2 添付書類

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)

(様式4)

共同企業体構成書兼委任状

令和8年 月 日

(宛先) 前橋市長

(申請者：代表団体)

所在地

団体の名称

代表者

ジョブセンターまえばしの指定管理者の指定に係る申請については、共同企業体を構成して申請します。

当該指定管理者に指定されたときは、各構成員は、指定管理者としての業務の遂行及び債務の履行について、連帯して責任を負います。

共同企業体の名称	
代表以外の構成員 (委任者)	所在地 名 称 代表者
	所在地 名 称 代表者
委任事項	代表以外の構成員は、前橋市との間における次の事項に関する権限を代表者（申請者）に委任します。 1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 指定管理に関する協定の締結に関する件 3 経費の請求及び受領に関する件 4 上記のほか応募に関して構成団体が必要とする事項
添付書類	共同企業体協定書

発行責任者及び担当者

・発行責任者： (電話番号)

・担 当 者： (電話番号)

(様式5)

団体概要書

名 称	
代 表 者	
所 在 地	〒
設立年月日	
資 本 金	令和 年 月 日現在 千円
従 業 者 数	令和 年 月 日現在 人
事業内容	
団体の運営に係る経営理念・方針等	
対象施設に類似する施設の管理又は管理運営業務に類似する業務受託の実績	

※各項の記載欄は、記載量に応じて増減してください。

(様式6)

施設の管理運営に関する事業計画書

- ※ 本様式の各項の記載欄は、記載量に応じて増減してください。特に、枚数の制限は設けませんが、あまり多くの枚数とならないよう、要領よくまとめてください
- ※ 別添による表や資料の活用もできるものとしますが、膨大な資料添付は厳禁とします。表や資料は、日本工業規格A4S型、横書きで作成し、本様式7の最後にまとめて添付してください。

1 施設運営の理念・方針

2 人員計画

(1) 運営体制、従事者雇用及び配置に関する考え方

(2) 従事者数及び組織の構成

施設の管理運営に従事する者の人数				
従事者の総数 _____人（正規雇用 _____人・臨時雇用 _____人）				
管理運営業務における職名	団体における職名	雇用形態	人数	備考 (資格、実務経験等)

組織体制図

(3) 勤務体系（シフト表）

※有人対応時間内等の勤務体系及び通常時に配置する人員全てについて記載してください。

(4) 従事者の雇用条件

管理運営業務に おける職名	常勤・ 非常勤の別	給与・賃金の 基準額	勤務時間及び 勤務日数	付与する 有給休暇	社会保険 加入有無

3 サービスの質の確保・向上に関する計画

4 施設の維持管理に関する計画

5 危機・安全管理計画

6 個人情報の取扱いについての考え方と管理方法

7 若者及び子育て中の世代の雇用に関する課題・問題点並びに事業実施に向けた具体的な計画

8 市内企業人材確保支援事業の実施に向けた具体的な計画

9 各機関との連携

(1) カウンセラーと企業支援アドバイザー、ハローワーク窓口との情報交換及び連携の方法

(2) その他地方自治体等の関係機関との連携について

10 その他提案事項及び特記事項

(様式7)

ジョブセンターまえばしの指定管理に関する収支計画書

期間：令和 年4月1日～令和 年3月31日

法人・団体名 代表者名	
----------------	--

予 算		内 訳	備 考
収入合計 (A)			
項 目			
支出合計 (B)			
項 目	人件費		
	管理費		
	事業費		
収支 (A) - (B)			

(様式8)

誓約書

令和8年 月 日

(宛先) 前橋市長

上記の団体が指定管理者指定申請書を提出するにあたり、団体が「ジョブセンターまえばし指定管理者募集要項」の応募資格に示す次の事項に該当していないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- 2 本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されている者
- 3 法人等かつその代表者が国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納している者
- 4 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を持たない者
- 5 指定管理者を選定する委員が、当該団体の役員をしている者
- 6 地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者
- 7 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている者

団体の名称		
代 表 者		
所 在 地		〒
応募担当責任者	担当者名	
	部署・役職	
	電話番号	
	メールアドレス	

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担 当 者： (電話番号)